

1. 目的

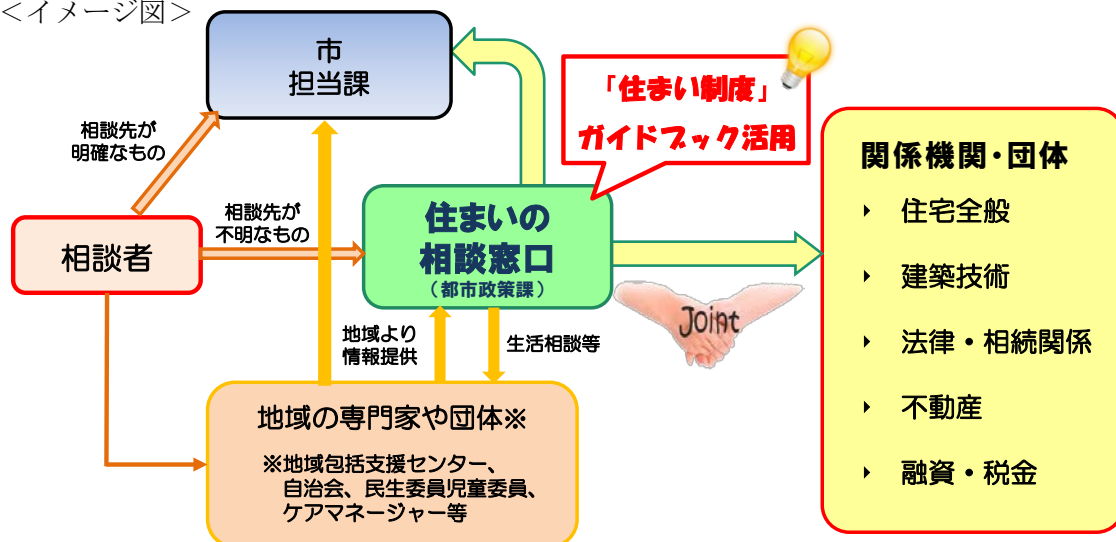
近年、少子・高齢化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、住まいに関するニーズや悩みも多様化している。それらに対応するため、誰もが気軽に相談できる「住まいの相談窓口」を都市政策課に開設し、少しでも相談者の抱えている多様な悩みの問題解決のサポートを行い、「安心して住み続けられる住まいづくり」を目指す。

2. 役割

「住まいの相談窓口」は、どこに相談したら良いか分からない等の「住まいに関する悩み」を持つ方に対し、相談内容を整理し、適切な担当課や関係機関・団体につなぐ、“住まいのポータルサイト”の役割を担う。

また、必要に応じて関連する様々な制度や支援メニュー等の紹介も行う。

<イメージ図>



3. 関係機関・団体との協定について

相談内容によっては、市では対応困難な事が想定される。そのため、関係機関・団体と「住まいの相談窓口」に関する協定を締結し、問題解決を目指す。

【メリット（市民・市）】相談の早期解決、責任の明確化、安心感 等

【協定締結団体（予定）】9団体（順不同）

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ①（公財）かながわ住まいまちづくり協会 | ⑦（一社）茅ヶ崎建設業協会 |
| ②（公社）神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部 | ⑧（一社）家財整理相談窓口 |
| ③（公社）全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部 | ⑨神奈川県司法書士会 |
| ④ 神奈川県弁護士会 | |
| ⑤ 神奈川県土地家屋調査士会 | |
| ⑥（一社）神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎寒川支部 | |

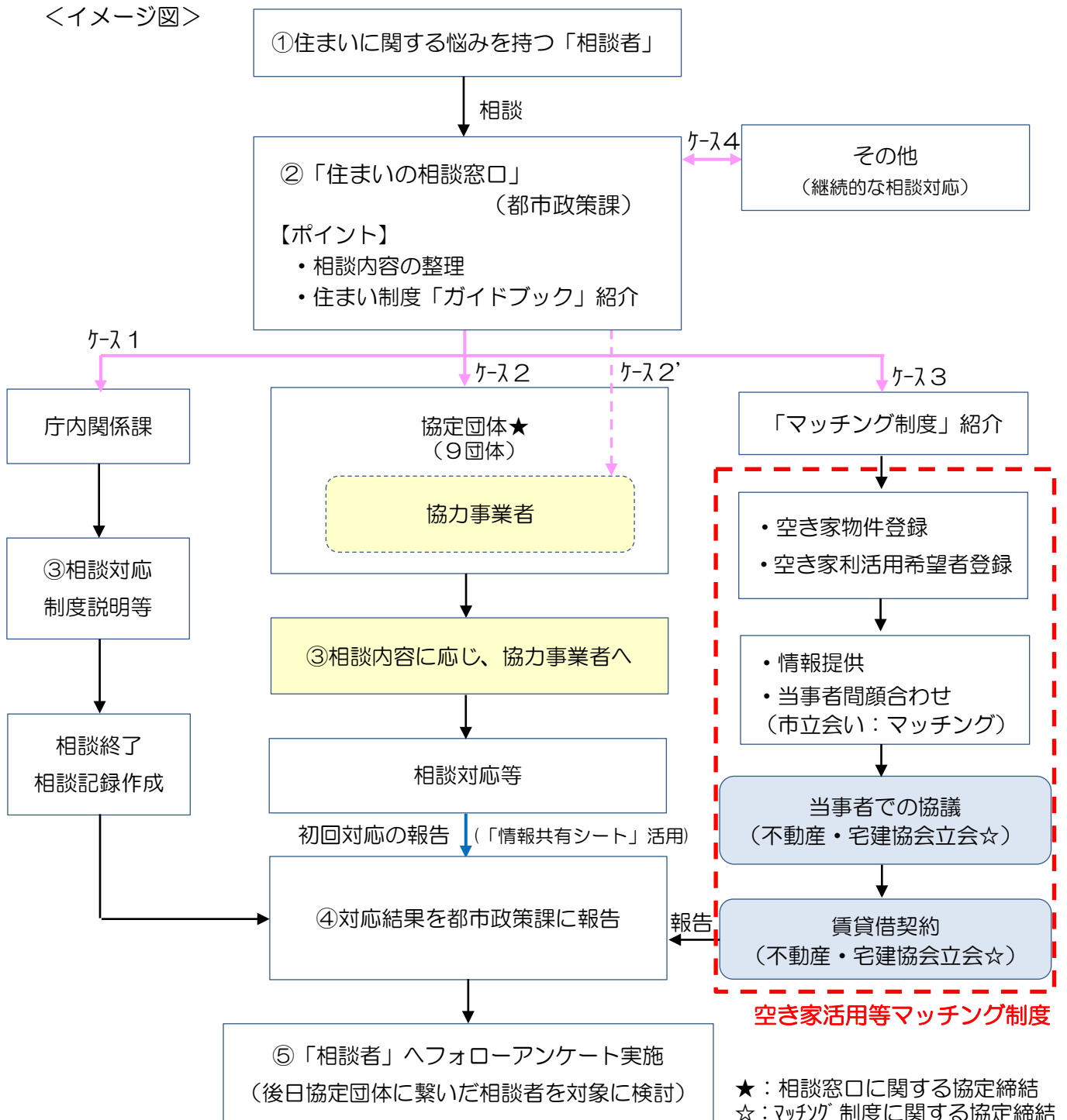
4. 開始時期

平成29年1月25日より「住まいの相談窓口」開設しました。

◆「住まいの相談窓口」の流れについて

- ① 住まいに関する悩みを持つ相談者
- ② 「住まいの相談窓口」に相談（役割：住まいのポータルサイト）
 - ケース１：住まい制度など庁内の関係課へつなぐ
 - ケース２：外部の協力団体へつなぐ
 - ケース２'：協力団体内の協力事業者へ直接つなぐ（協力団体へも情報提供）
 - ケース３：空き家を活用させたい、活用したい相談者には「マッチング制度」を紹介
 - ケース４：その他（継続的な相談対応）
- ③ 「相談者」と関係課、協力団体、協力事業者等とのやりとり
- ④ 関係課、協力団体、協力事業者から対応の報告
- ⑤ 「相談者」へフォローアンケートの実施（適宜実施。目的：継続性、質の向上等）

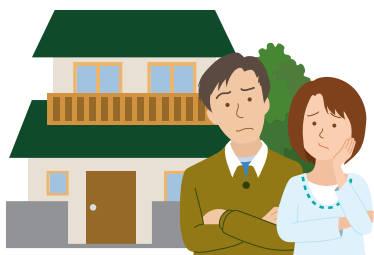
<イメージ図>



茅ヶ崎市

「住まいの相談窓口」 開設のお知らせ

こんなことで、困っていませんか？



住宅(住まい)に関して悩んでいる



住む家に困っている(探している)



家を新しく建てたい(新築)



家を建て替えたい(建替え)



家をリフォームしたい(リフォーム)

市の担当職員が、あなたの要望やお悩みをお伺いし、
適切な部署、機関へおつなぎします。お気軽にご相談ください。

受付場所 : 茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 都市政策課窓口 (茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号)

受付時間 : 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00

問い合わせ : 都市政策課 電話: 0467-82-1111 (内線2344)

FAX: 0467-57-8377

メールアドレス: toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

みなさんの快適な住まいや住環境づくりを応援します。
まずはお気軽にご相談ください！

例えばこんなことでお困りではないですか？

住宅（住まい）に関するご相談

- 家の相続、借地等に関する手続きが分からない
- 住宅ローンを組みたい
- 家の耐震性が心配
- 病気で家賃が払えない 等

住宅の供給・紹介に関するご相談

- 市営住宅のことを詳しく知りたい
- 1人で住宅を探すのは不安
- 高齢を理由にアパートへの入居を断われた
- 住む家をどう探せばよいか分からない 等

建物の新築に関するご相談

- 新築を建てるにあたり、専門家に相談したい
- 新築に関する市の税制優遇、助成制度の種類や内容を知りたい 等

建物の建て替えに関するご相談

- 建て替えにあたり、専門家に相談したい
- 建て替えに関する市の税制優遇、助成制度の種類や内容を知りたい 等

建物のリフォームに関するご相談

- バリアフリー化を検討したい
- 耐震化を検討したい
- トイレを水洗化したい
- 税制優遇や助成制度について詳しく知りたい 等

以下の団体とは茅ヶ崎市が協定を締結しており、個別に相談することが可能です。各団体へは茅ヶ崎市が相談者をお繋ぎしますので、まずは「住まいの相談窓口」までご相談下さい。

- ①公益財団法人 かながわ住まいまちづくり協会
- ②公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部
- ③公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部
- ④神奈川県弁護士会
- ⑤神奈川県土地家屋調査士会

- ⑥一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎寒川支部
- ⑦一般社団法人 茅ヶ崎建設業協会
- ⑧一般社団法人 家財整理相談窓口
- ⑨神奈川県司法書士会

制度の開始時期：平成29年1月25日～



■茅ヶ崎市「空き家活用等マッチング制度」について

1. 目的

近年、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、全国的に空き家に関する問題が増加している。また、「空家等対策の推進に関する特別措置法（公布日：平成 26 年 11 月 27 日）（以下「法」という。）」が施行され、市民の関心も高まっている。

空き家を地域の資源と考え、市場に流通していない空き家や借り手のつかない空き家等と地域等の活性化や課題解決を図りたいと考える空き家活用等希望者をつなぐ事により地域の活性化を図る。更に、専門団体と協力する事により、「安心して住み続けられる住まいづくり」「民間と連携・協働した住まいづくり」を目指す。

2. 役割

「空き家活用等マッチング制度」は、「市場に流通していない空き家」や「市場での借り手のつかない空き家」等の所有者と、地域等の活性化や課題解決を図りたいが活動場所・資金に悩んでいる「空き家活用等希望者（非営利団体）」をつなぎ、空き家の活用・流通促進や地域の活性化（地域コミュニティ）への “きっかけづくり” の役割を担う。

<イメージ図>



3. 協力団体との協定について

不動産の賃貸借等に関しては、貸主と借主における契約前の事前協議が非常に重要となるが、協議事項は専門知識を有していない者にとっては困難である。また、仮に契約に至ったとしても、協議が不十分であったために後々紛争に発展する可能性がある。

そのため、協力団体と空き家等の対策に関する協定（空き家等活用マッチング制度含む）を締結し、専門家が仲介する事により契約成立（空き家活用）と紛争の予防を目指す。

【メリット】（市民・市）責任の明確化（紛争予防）、安心感

（協力団体）社会貢献、仕事に繋がる

【協定締結団体】2 団体

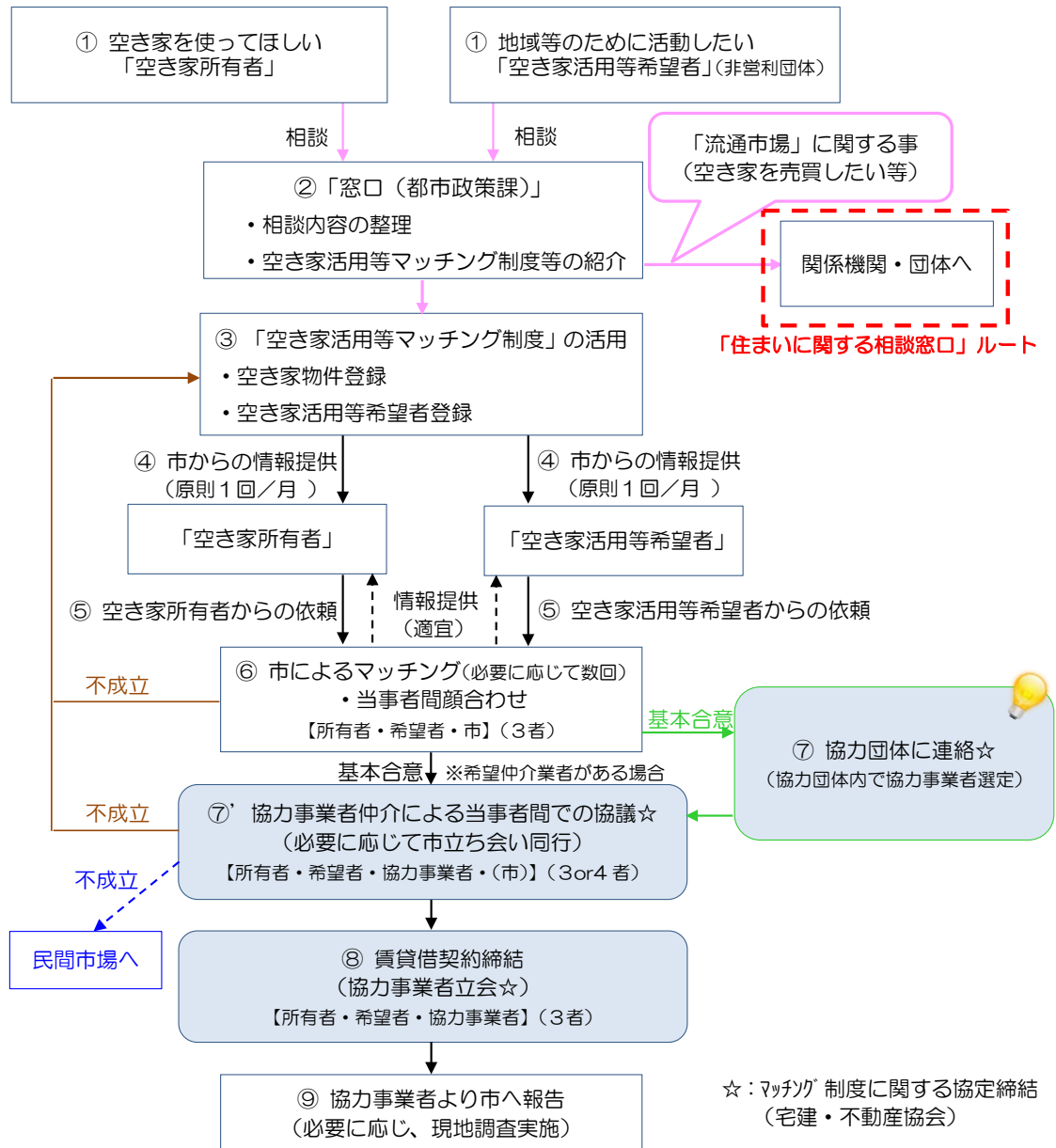
- ①（公社）神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部
- ②（公社）全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部

4. 時期

平成29年1月25日から「空き家活用等マッチング制度」創設

5. 流れ

<イメージ図>

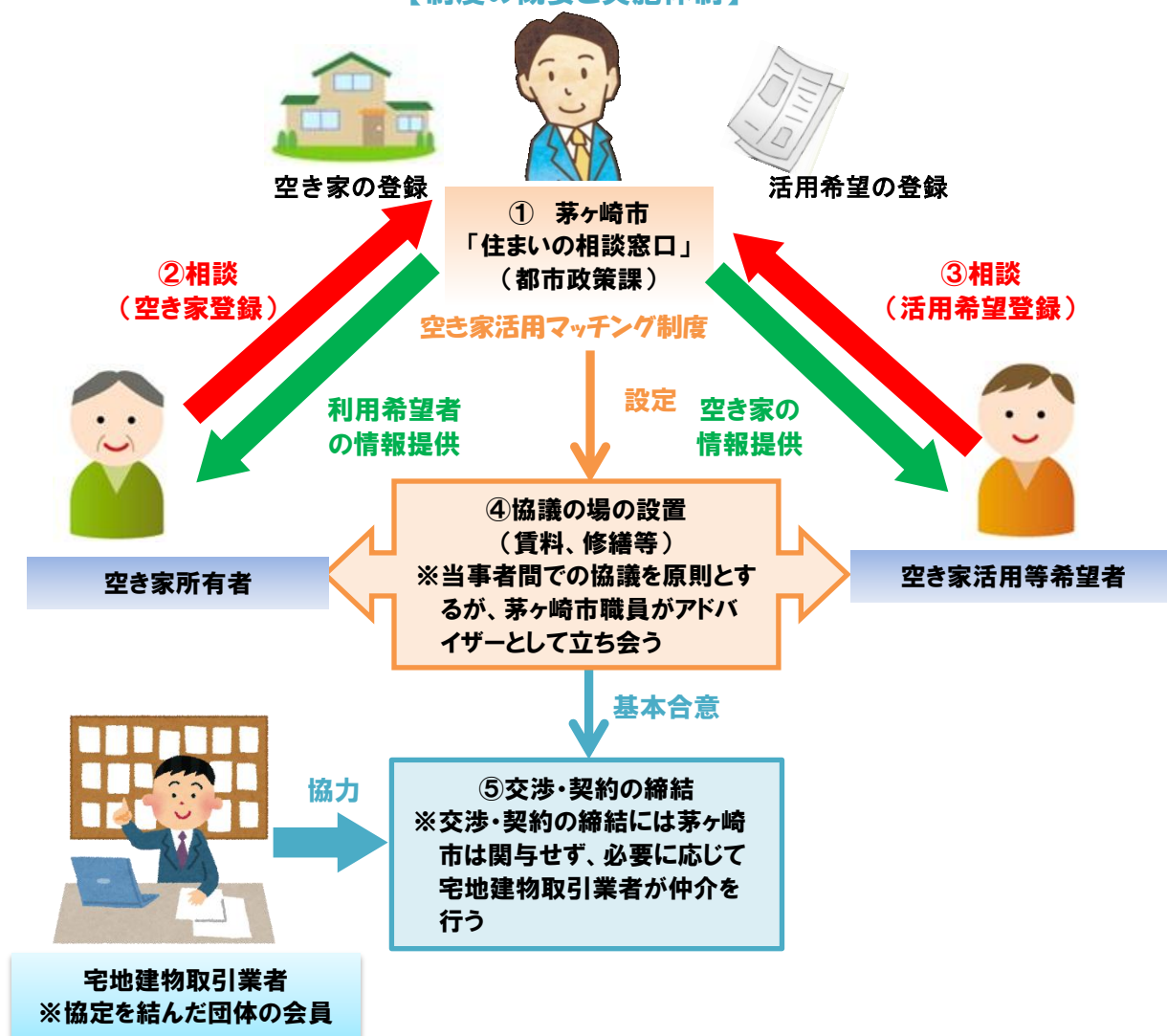


- ① 空き家を使ってほしい「空き家所有者」
地域等のために活動したい「空き家活用等希望者」(非営利団体)
- ② 「窓口(都市政策課)」に相談
- ③ 「空き家活用等マッチング制度」の活用(物件登録、活用等希望登録)
- ④ 市からの情報提供(原則1回/月 ※更新がない場合は、更新が生じた際)
- ⑤ 空き家所有者、空き家活用等希望者からの依頼
- ⑥ 市によるマッチング(必要に応じて数回)
- ⑦ 当事者間基本合意後、協力団体に連絡
- ⑦' 協力事業者仲介による当事者間での協議(必要に応じて市立ち会い同行)
- ⑧ 賃貸借契約締結
- ⑨ 協力事業者より市へ報告(必要に応じ、現地調査実施)

茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度 創設のお知らせ

茅ヶ崎市では、空き家を地域の資源と考え、「市場に流通していない空き家や借り手のつかない空き家等の所有者」と「地域等の活性化や課題解決を図りたいと考える空き家活用等希望者」をつなぐ事により地域の活性化を図ることを目的として、「茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度」を創設します。

【制度の概要と実施体制】



問い合わせ先

受付場所: 茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 都市部 都市政策課
(茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号)

受付時間: 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)8:30～17:00

電話: 0467-82-1111(内線 2344) FAX: 0467-57-8377

メールアドレス: toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

◆制度の開始時期:平成29年1月25日～

◆制度の運用に関するルール

- ・空き家所有者と空き家活用等希望者の間で基本合意が得られた場合、茅ヶ崎市が協定を締結している、以下の2団体の会員企業に契約締結の協力を依頼することが可能です。

(公社)神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部

(公社)全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部

- ・「茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度」に登録できる空き家や希望者の要件は以下の通りです。詳細については、下記HPを参照下さい。

URL: <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1018706/index.html>

◆登録できる空き家の要件

(所有者の要件)

- ・登記済みの空き家の所有者であり、空き家活用等マッチング制度のルール等に同意することが条件となります

(建物の要件)

- ・茅ヶ崎市内にある「一戸建て住宅」で建物が全て使用されておらず、大規模な修繕が無くても活用できること
- ・営利目的での売却・賃貸の募集を行っておらず、登録後2年以内に売却・賃貸予定が無い空き家 等

◆登録できる空き家活用等希望者の要件

(活動団体の要件)

- ・茅ヶ崎市内の非営利団体であり、空き家活用等マッチング制度のルール等に同意することが条件となります

※個人での活用はできません

(活動の要件)

- ・持続可能で地域の活性化を図る取り組みであり、法に抵触せず、近隣住民に配慮した活動であること
- ・その他、活動する建物や敷地等の維持管理に努めること 等

【空き家活用のイメージ】

【誰も居住していない空き家】



【地域活性化に向けた空き家の活用】

